

医療費の一部を助成します

# 福祉医療費助成制度

【問い合わせ】 保険年金課 ☎22・9660 FAX26・0151 [hoken@city.igata.jp](mailto:hoken@city.igata.jp)

9月1日から

福祉医療費

受給資格証が

変わります

義務教育就学前の子どもを除き、福祉医療費の受給資格には所得制限がありません。本人や保護者、扶養義務者などの前年中の所得に基づき、受給資格を見直します。現在受給資格があり、9月以降も引き続き受給資格のある人は、8月下旬に新しい受給資格証を送付します。

現在受給中の人は、**更新手続きは不要です**。前年度以前に所得超過などで受給していない人や受給資格要件に該当する人で申請をしていない人のみ申請をしてください。

## 障がい者医療

### 【対象者】

- 次の①～③のいずれかに該当する人
- ① 身体障害者手帳1～3級のいずれかをお持ちの人
  - ② 療育手帳AまたはBをお持ちの人
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人
- ※本人と扶養義務者などに所得制限があります。

### 【助成対象医療費】

医療機関で支払った保険適用の医療費

※高額療養費、公費負担金、附加給付金を差し引いた額

※学校管理下のけがなどによるスポーツ保険の窓口負担額は対象外

### 【手続きに必要なもの】

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するすべての手帳
- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先がわかるもの
- 本人・扶養義務者などのマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類（顔写真付き）
- 場合は1点、それ以外は2点

## 一人親家庭等

### 【対象者】

- 次の①～④のいずれかに該当する人
- ① 母子家庭で養育されている\*18歳未満児とその母
  - ② 父子家庭で養育されている\*18歳未満児とその父
  - ③ 父または母のいない\*18歳未満児とその養育者
  - ④ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある\*18歳未満児とその父または母
- ※本人と扶養義務者などに所得制限があります

あります

\*「18歳未満児」……18歳に達する日以降最初の3月31日までにある人

### 【助成対象医療費】

医療機関で支払った保険適用の医療費

※高額療養費、公費負担金、附加給付金を差し引いた額

※学校管理下のけがなどによるスポーツ保険の窓口負担額は対象外

### 【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先がわかるもの
- 児童扶養手当証書または公的年金証書と児童・養育者の戸籍謄本
- 本人・扶養義務者などのマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類（顔写真付き）
- 場合は1点、それ以外は2点

## 子ども医療

### 【対象者】

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども

※手続きが遅れると、誕生日から受給資格を得ることができなくなる場合がありますので、子どもが生まれたら、健康保険加入手続き後、早めを受給資格認定の手続きをしてください。  
※保護者に所得制限がありますが、義務教育就学前の子どもに限り所得制

限はありません。

### 【助成対象医療費】

医療機関で支払った保険適用の医療費  
※高額療養費、公費負担金、附加給付金を差し引いた額  
※学校管理下のけがなどによるスポーツ保険の窓口負担額は対象外

### 【手続きに必要なもの】

- 子の健康保険証
- 印鑑
- 振込先がわかるもの
- 子・保護者（父・母）のマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類（顔写真付きの場合は1点、それ以外は2点）



## 未就学児の

## 医療費窓口負担

## 無料化

伊賀市・名張市の医療機関で実施してきた医療費の窓口負担無料化（現物給付）が9月診療分から三重県内の医療機関に拡大されます。義務教育就学前の子どもが三重県内の医療機関（医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション）を受診するときは、現物給付（黄色）の受給資格証を提示することで、窓口での支払いが無料になります。

※受診日に現物給付（黄色）の受給資格証を提示できなかった場合は、窓口で医療費をお支払いしていただき、後日、福祉医療費受給資格証（青色）を医療機関へ提示することで、届出口座へお戻しします。

※国民健康保険に加入している人は、高額療養費の該当となる場合、限度額適用認定証の提示がなければ現物給付の対象になりません。高額療養費の発生が予想される場合は、あらかじめ限度額適用認定証の申請をしてください。



### 県内の医療機関を

### 受診するとき

健康保険証と併せて福祉医療費受給資格証を必ず窓口に表示してください。

※後期高齢者医療制度に加入している人を除きます。

### 県外の医療機関を

### 受診したとき

医療機関の領収書（氏名、医療機関名、保険点数、領収印などがあるもの）と福祉医療費受給資格証を持って、市の窓口で医療費助成の手続きをしてください。